

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）は学校法人聖光学園（以下「本件学園」という。）に対して、平成11年度に京都府私学運営費補助金（以下「府補助金」という。）として17,778,000円を交付している。

本件学園が提出した平成11年度の計算書類を見れば、聖光幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）は、学校法人とは法人を異にする宗教法人の施設である聖光教会（以下「本件教会」という。）の設備、すなわち礼拝堂長椅子を購入するために本件幼稚園の会計から4,826,850円を支出した旨の報告を3箇所記載している。

この長椅子は3歳から5歳の園児が使用するものではなく、大人用の椅子であり、宗教施設である教会の主要な設備である。しかも本件教会内のすべての椅子20脚、100人分を税金で新調したことになる。

本件幼稚園に交付された京都市少子化対策補助金（以下「市補助金」という。）500万円をそのままほとんど満額を本件教会の聖堂の長椅子購入費用に流用されている。京都市（以下「市」という。）が交付した補助金の部分だから府は責任がないとは言えない。

学校法人幼稚園の許認可権は京都府文化環境部文教課（以下「文教課」という。）が有し、学校法人の申請に当たっては学校教育法（昭和22年法律第26号）他の法令要件を満たしているかどうかの厳格な審査の下、子供の教育に相応しいということで認可されている。

認可された学校法人の管理監督権は文教課が有している。管理下の幼稚園が寄附行為及びすべての法令を遵守し正常に運営されているかどうか必要な場合は現地に赴き行政監査の権限も有している。

多額の補助金が投入されて運営している幼稚園の経理には一点の曇りも許されない。そのため私立学校法（昭和24年法律第270号）及び京都府私学運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）にあるとおり、毎年の決算後に計算書類一式の提出義務を各幼稚園に課している。

文教課の補助金担当職員（以下「担当職員」

監 査 委 員

21年監査公表第9号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年 9月15日

京都府監査委員 千 歳 利三郎  
同 武 田 祥 夫  
同 道 林 邦 彦  
同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から、平成21年 7月 8日付けで

という。)は、本件学園理事長から平成11年度の計算書類を平成12年6月に受け取っている。担当職員はそれにより、補助金を含めた全体の支出が正しく執行されているかを精査している。これは府補助金の部分のみを見ているのではない。幼稚園の収入として計上された保育料、自治体からの補助金、その他の補助金がすべて幼稚園教育向上のために正しく支出されているか、目的外支出がないかどうかを専門的な観点から精査している。このことは交付要綱の第9第1項第3号に補助事業者の要件として「経理その他の事務処理が適正であること」と特記されているところである。

本件学園が法人を異にする宗教法人の施設である本件教会施設の設備や補修に本件幼稚園の金を支出することは適正であると判断できない。府がそれを認めることになることと政教分離の原則(日本国憲法(以下「憲法」という。)第20条)にも抵触することになる。

その不適正支出を担当職員が見逃した結果、本来であればこのような悪質な不適正支出があれば翌年度の補助金の減額処置をするべきなのにそれを行わず、その結果本件幼稚園が同質の不当支出を繰り返すことを容認した。

イ 府は、平成12年度に府補助金の減額措置すべき金額を減額せず府財政に損害を生じさせている。よって、府が本件学園に対して減額分に相当する金額を遡って課し、府に返還させるよう監査請求する。

ウ 平成11年度の計算書類等は本件幼稚園の元監事の から最近送られてきたもので、それを精査する中で上記の流用を発見した。

エ 上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・平成11年度計算書類
- ・監査報告書
- ・平成11年度府補助金交付申請書
- ・平成11年度府補助金実績報告書
- ・補助金執行上の権限
- ・登記事項要約書
- ・本件教会及び幼稚園略図
- ・建物平面図

## (2) 請求人の措置請求

知事に対し、本件学園に対して平成12年度府補助金の減額分に相当する金額を府に返還させるよう勧告することを求める。

## 第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

本件学園に対する平成12年度府補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

## 2 監査対象部局

文化環境部

## 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年8月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員4名が立ち会った。

2 当日は、請求人の代理人 (以下「代理人」という。)が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から次のとおり新たな証拠の提出があった。

- ・憲法(抜粋)
- ・交付要綱
- ・補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「交付規則」という。)
- ・私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「私学助成法」という。)(抜粋)
- ・学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)(抜粋)
- ・私立学校法(抜粋)
- ・日本聖公会京都教区の事件対応を糾す会資料
- ・本件学園監事から同学園理事長及び理事あて文書
- ・本件学園監事から府知事あて文書
- ・経常会計等の推移表等
- ・新聞記事 等

本件請求には、3つの側面がある。1つは、文教課のチェックシステムが正常に働いていたのかどうか、2つ目は、補助金についての市との整合性、3つ目は、文教課職員の憲法遵守の意識の問題と考える。

問題の補助金4,826,850円は、府の補助金ではなく、市補助金であり、第一義的には、責任の所在は市にあると認識している。

本件請求の一週間前の6月30日に市に対する住民監査請求(以下「市監査請求」という。)を出している。

なぜ、府に責任が発生するのかということ、私立幼稚園でも学校法人として一旦認可されると、公教育の一翼を担うものであって、極めて社会性、公共性の強い教育機関であることは、言うまでもない。

私立学校法第4条によると幼稚園の所轄庁は都道府県知事になる。

府は、府内の私立幼稚園に対して園児数や教員数など補助金に関わる基本的な情報の把握を目的とした基礎資料調査を行っている。また、補助金実績報告書に加えて、園運営に関わる収支内容と法人の経

営状態を把握するのを目的として、私学助成法第14条及び交付要綱に基づき、学校法人の計算書類の提出を求めている。一定期間ごとに実地検査を実施し、会計処理も含めて法人運営に関する検査を行い、必要であれば、是正等の指導を行うことになっている。府には、適正な法人運営がなされているかの調査や検査を実施し、必要に応じて指導を行うことが義務づけられている。

また、私学助成法第14条では、補助金を受ける学校法人の会計基準に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書など一式を府に届けなければならないと規定されている。

本件学園から平成12年6月30日までに届けられた計算書類の中で、固定資産明細表、資本金明細表、財産目録において、礼拝堂長椅子購入費に4,826,850円を充てたと記載されている。

交付要綱第1に補助金の趣旨として、知事は、幼稚園教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、幼稚園を設置する学校法人に対し、補助金を交付するとある。また、私学助成法では第1条に、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに在学する幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに経営の健全性を高め、健全な発達に資することを目的とする。とある。

交付要綱第9に補助金の減額規定があり、第1項第2号に、経理その他の事務処理が著しく適正を欠いた場合、同項第3号には、学校法人の運営上著しく適正を欠く収入・支出または財産の運用がある場合とある。経理上、法人をまたぐことは、どんな監査法人、公認会計士に聞いても、それは常識はずれだという返答がほとんどで、法人が、法人を異にする別の法人に支出するというのは、まさに同号の適正を欠く支出に該当する。

また、交付要綱附則第4に、補助金交付の対象となった幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、学校法人会計基準に基づき経理しなければならない、附則第5に、前項の規定による特別会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならないとある。

私学助成法第12条に、所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させることとある。

また、交付規則第10条に、補助事業者は善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならないとある。

以上の説明で、府に学校法人として認可した幼稚園の管理監督権があるということ、提出された計算

書類を精査して適正な園運営がなされているかどうかチェックする責任が課され、府に根本的な責任が存在する証明がなされたと思う。

市が認めたものであっても、法律や条例、交付要綱、規則に照らして問題があれば、市と協議し、修正する責任があると思う。

憲法第89条には、公金は、宗教上の組織の使用、便益若しくは維持のためこれを支出し、又はその利用に供してはならないとある。憲法は、公務員として、常に念頭に置き、守らねばならないものであり、第20条に政教分離の原則、すなわち、いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならないとある。

礼拝堂の長椅子が認められたので、既に改められているが、牧師館の修理を市が認めたり、教会や礼拝堂の火災保険に府補助金を充てることが生じたのではないか。

知事の諮問機関に私立学校審議会(以下「審議会」という。)というものがあるが、審議会の審議事項は、許認可、廃止等であり、本件のような事案を扱うところではない。だからこそ、監査委員の役割が非常に重要である。

#### 第5 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、代理人が陳述に立ち会った。
- 2 関係執行機関の職員4名が出席し、文化環境部長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

府補助金については、私学助成法などを受けて、交付要綱に基づいて私学運営費の補助を行っているものである。平成11年度当時の京都府私学運営費補助金交付要綱では、学校運営に要する経常的経費の一部、「人件費支出」、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」及び「借入金等利息支出」を補助する規定とされ、「設備関係支出」は含まれていない。

なお、対象となる学校種は、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校及び高等学校となっている。

府の権限は、私学助成法第12条第1項によって、経常的経費について助成を受ける学校法人に対して、助成に関し必要があると認める場合において、職員に検査等をさせる権限を有するとされている。また、交付規則第20条において、知事は必要があるときは職員に検査等をさせることができるという規定がある。

府は、学校法人の財務状況及び学校運営について検査をする権限を認められているが、その内容については、学校法人や学校の運営の健全性を疑う事情の有無や内容、あるいは性質など各事案の状況に応じて実施をするということである。

また、交付要綱第4において、補助金の交付申請書の添付書類として、収支予算書、収支計算書、貸借対照表等の提出を求めているのは事実である。ただし、当時の交付要綱では、請求人の言う補助金の

減額規定は存在していない。

本件請求の原因である本件学園に交付された市補助金は、市が交付した補助金である。基本的に各自治体が補助金を執行する場合、その用途の適否については、その補助金を交付した自治体が補助金の趣旨によって判断されるものである。市補助金については、市においてまず判断されるものだと考える。

府がこうした補助金について、計算書類、固定資産明細表等表示上の記載を見ているが、一般的にはその記載の事項だけで学校法人の財務について不正の行為があったと判断することは直ちには難しいと考える。

したがって、本件については、まず市において、きちんと判断されて、処置をされるべきであると思うし、府の補助金の適正執行に関して書類上の判断が間違っていたかということ、必ずしも書面上からだけでは言えないのではないかと考える。

#### 第6 法第199条第8項の規定による調査の実施

請求人から市監査請求を平成21年6月30日に市監査委員に提出した旨の陳述があったことを受け、法第199条第8項の規定により、当該監査請求の結果について市監査委員に対して、事実関係の確認を行った。

#### 第7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

##### 1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、監査対象部局からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 普通地方公共団体は、法第232条の2の規定により、その公益上必要がある場合においては補助金をすることができるとされている。
- (2) 府補助金については、私立学校の教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、幼稚園等を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経常的経費について、交付規則及び交付要綱の定めるところにより、知事が予算の範囲内において交付しているものである。
- (3) 本件学園に対して、平成12年度の府補助金として、19,021,300円が府から交付されている。
- (4) 交付要綱第9の補助金の減額規定については、平成13年7月10日付けの要綱改正において、補助事業の適正な執行を促し学校法人の適正な運営に資するため設けられたものであり、平成13年度の府補助金から適用されているものである。

改正前の交付要綱(以下「旧交付要綱」という。)においては、補助金の減額規定はないが、これに相当する規定として、旧交付要綱第9において

「補助金の交付を受けた学校法人が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある」とされ、補助金返還に該当する事由として「(1)提出書類に虚偽の記載があったとき、(2)学校法人の財務について不正の行為があったとき、(3)この要綱に違反したとき」と規定されている。

- (5) 旧交付要綱第9第2号に規定されている学校法人の財務についての「不正の行為」とは、帳簿の改ざんや粉飾決算、脱税などが想定される典型例とされ、当該規定に該当するか否かについては、このような不正行為の有無や組織的・継続的に不正行為が行われていたかなど、個々の内容、状況等に応じて判断されるものとされている。
- (6) 礼拝堂長椅子の購入については、本件学園から府に対し提出された平成11年度計算書類のうち固定資産明細表の注意書きとして、固定資産の当期増加額のうち4,826,850円は市補助金による礼拝堂長椅子の購入である旨が記載されている。
- (7) 私学助成法第12条には、助成を受ける学校法人(本件の場合、幼稚園)に対する所轄庁(本件の場合、都道府県)の権限として、助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させるなどの権限を有する旨が規定されている。
- (8) 市監査請求については、法第199条第8項の規定による市監査委員に対する調査により、請求の要旨は、本件学園が市補助金により礼拝堂長椅子を購入したことが補助金の目的外使用に当たるとして補助金の返還を求めるものであり、その請求が法第242条の規定に適合しているとは認められないとして平成21年8月18日付けで却下されていることを確認した。

##### 2 判断

- (1) 請求人は、本件学園の礼拝堂長椅子の購入について、交付要綱第9第1項第2号及び第3号の規定による減額事由(以下「減額事由」という。)に該当し、府は本件学園に対し平成12年度府補助金の減額相当額を返還させるよう主張しているが、本件監査対象である平成12年度府補助金に適用されるのは旧交付要綱であるため、本件監査においては、旧交付要綱に照らし、減額事由に相当する旧交付要綱第9第2号に礼拝堂長椅子の購入が該当するか否か等について判断を行った。
- (2) 上記事実関係等を踏まえ、本件監査の判断は次のとおりである。
  - ア 普通地方公共団体は、前述したとおり、法第232条の2の規定により、その公益上必要がある場合においては補助をすることができるとされており、公益上の必要性の判断については、

普通地方公共団体の長に広範な裁量が認められている。

イ 本件学園の市補助金による礼拝堂長椅子の購入について、平成12年度府補助金の支出時において、市補助金の目的外支出に当たるなど市が不適正と判断した事実は認められず、市監査請求の結果からしても、現時点においても、そのような事実は認めることができない。

ウ また、上記のような市の判断がある中、旧交付要綱に照らし、本件学園による礼拝堂長椅子の購入は、粉飾決算、脱税等の旧交付要綱第9第2号に規定されている「不正の行為」に直ちには当たらず、府補助金の返還事由に該当するとは認められない。

エ さらに、上記のほか本件学園に対する平成12年度府補助金の支出に不適正とする事実は認められない。

以上のことから、本件学園に対する平成12年度府補助金の支出について、返還を求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められない。